

II. 業務実績

1. 管理課の状況

＜管理課の業務＞

当センターの予算執行のほか、庁舎管理者として建物全体の維持管理を行っています。

2. 地域企画課の状況

＜地域企画課の業務＞

専門研修の実施、身体障害者手帳や療育手帳の発行、各種情報提供等を行っています。

(1) 手帳発行事務

身体障害者手帳は年間 22 回、療育手帳は年間 23 回の交付を行いました。

令和 2 年度の交付件数は、身体障害者手帳 7,124 件、療育手帳は 4,346 件でした。(資料 1-1、2)

各手帳所持者総数は、身体障害者手帳 98,260 人(前年度 98,599 人)、療育手帳 29,308 人(前年度 28,258 人)となっています。(図 2-1、2、3、4)

図 2-1 身体障害者手帳所持者年齢別内訳

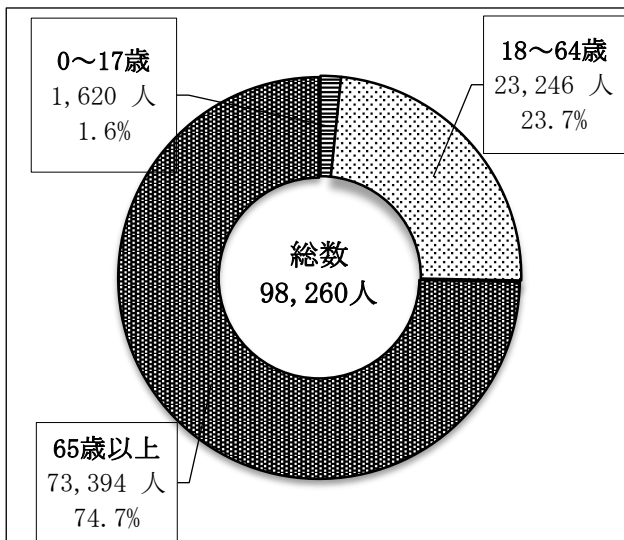


図 2-2 療育手帳所持者年齢別内訳

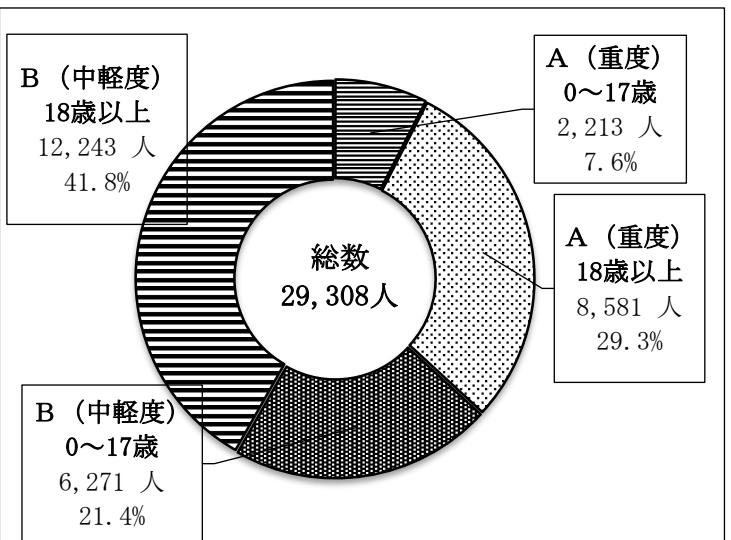


図 2-3 身体障害者手帳所持者障害別内訳

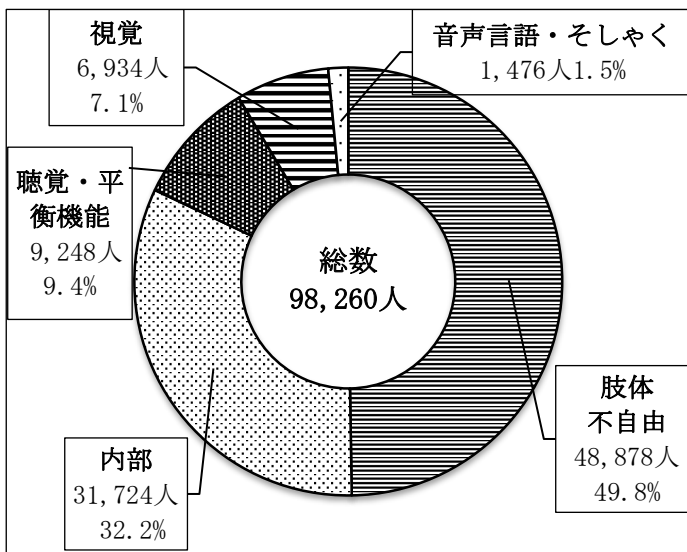
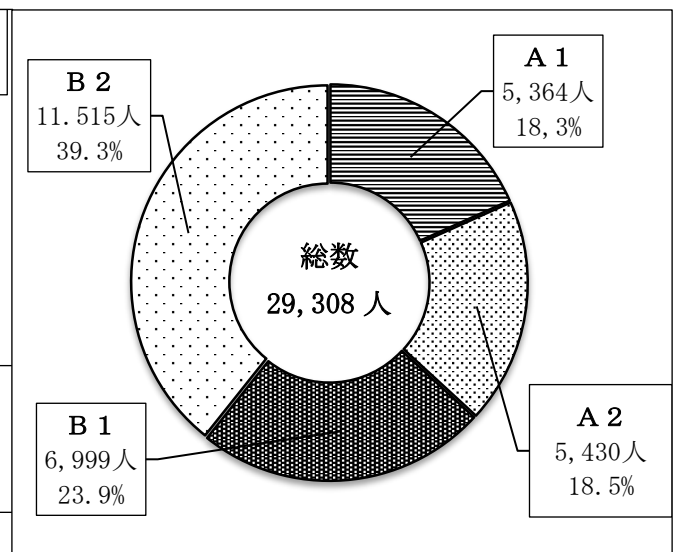


図 2-4 療育手帳所持者程度別内訳



※内部障害は、「心臓機能障害」「じん臓機能障害」「呼吸器機能障害」「ぼうこう又は直腸機能障害」「小腸機能障害」「免疫機能障害」「肝臓機能障害」の総数

用語の解説

○身体障害者手帳

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的として制定。身体障害者福祉法に基づき、同法の別表1級から6級に定められた範囲の障害程度に該当する方に対して交付する手帳。

当センターでは横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く市町村を所管。

○療育手帳

知的障害者が一貫した療育・援護を受け、様々な制度やサービスの利用を受けやすくすることを目的として制定。神奈川県療育手帳制度実施要綱に基づき、A1からB2までの障害程度により交付する手帳。

当センターでは、横浜市、川崎市及び相模原市を除く市町村を所管。

(2) 研修事業等

福祉人材の育成等を行うため、障害福祉関係研修・心身障害児福祉関係研修等の研修事業を開催しました。受入れ中止や開催中止の理由は、新型コロナウイルス感染症防止のためです。

ア 障害福祉関係研修

市町村等の障害者福祉担当職員を対象とした新任研修、現任研修は書面研修としました。

(資料1-3)

イ 心身障害児福祉関係研修

心身障害児療育関係機関の職員を対象とした心身障害児療育普及専門研修、早期療育普及研修は開催中止しました。(資料1-4)

ウ 福祉子どもみらい局専門研修

福祉子どもみらい局における専門性の人材育成にかかる指針(かながわ保健福祉エキスパートナビ)で示された「福祉職として求められる人材」の育成を目的とした「共通研修(基礎・中堅・エキスパート)及び「専門業務分野別研修」の6コース全て開催中止しました。(資料1-5)

エ 自立活動教諭(専門職)基礎研修

自立活動教諭(PT、OT、ST)を対象に当センターで行う心身障害児の医療・療育に関する考え方等の研修は、中止しました。(資料1-6)

オ 実習生・研修生受入れ状況

機能訓練関係者(PT、OT)や看護関係者等を養成する専門学校や大学等の実習生などの受入れは、中止しました。(資料1-7)

カ ボランティア受入れ状況

病棟の子ども達への遊び等のボランティア活動は、一部受入れを中止しました。(資料1-8)

キ 見学者受入れ状況

福祉関係者等を対象としたセンターの活動等に係る見学の受入れは、中止しました。(資料1-9)